

協 か な う

vol.126

2011年8月

特集

**協同組合による
新たな“つながり”づくり**
 ~国際協同組合年を前にしていま、
 われわれに何が求められているのか~
 -第19回総会シンポジウムをふりかえる-

編 集

くらしと協同の研究所『協う』編集委員会
 編集長 杉本貴志

発 行

くらしと協同の研究所 理事長 的場信樹
 〒604-0851 京都市中京区夷川通烏丸東入
 Tel. 075-256-3335 Fax: 075-211-5037
<http://ha1.seikyou.ne.jp/home/kki>
 E-mail: kki@ma1.seikyou.ne.jp

特集 協同組合による新たな“つながり”づくり-第19回総会シンポジウムをふりかえる 2

生協へのまなざし

~第19回総会記念シンポジウムで訴えたかったこと、学んだこと

杉本 貴志 2

シンポジウム（第1日目）に参加して

二場 邦彦 6

第1分科会 「地縁と血縁を超えた“つながり”づくり」

上掛 利博 8

第2分科会 「生協と生産者の新たな“つながり”

~「産直」から「提携」へ~ 辻村 英之 9

第3分科会 「生協労働を考える

~働くもののつながりづくり~ 的場 信樹 10

特別分科会1

「大震災を経験して、くらしと協同のこれからを想像する」

浜岡 政好 11

ブックレビュー

14

『災害ユートピア』 森原 康仁

『原水禁署名運動の誕生』『エネルギーと私たちの社会』

井上 英之

視角

20

原発問題と協同組合運動

河野 直践

<連載>

生協・協同組合研究の動向

12

新著 『協同組合の社会経済制度

—世界の憲法と独禁法にみる—

堀越 芳昭

私の研究紹介

16

農業政策と農業協同組合の狭間での

~協同組合のガバナンス論~

増田 佳昭



第19回総会シンポジウム風景

特 集 協同組合による新たな“つながり”づくり －第19回総会シンポジウムをふりかえる

2011年6月25日～26日、本研究所の第19回総会記念シンポジウムが、「協同組合による新たな“つながり”づくり～国際協同組合年を前にして、いま、われわれには何が求められているのか～」をテーマに開催された。東日本大震災の発生を受けて、急遽被災地からゲストをお招きして準備された特別報告や特別分科会を含めて、30名近い研究者と実践家から、生協の直面する状況とその新しいあり方が報告され、提起されたこのシンポジウムのエッセンスを本特集ではお送りしたい。2012年の国際協同組合年を控え、そして未曾有の大震災に遭遇して、今、われわれに期待されていること、そしてわれわれが考えなければならないことは、何なのだろうか。なお、例年同様、各報告の詳細な記録は別途報告集としてまとめられる予定である。

生協へのまなざし ～第19回総会記念シンポジウムで訴えたかったこと、学んだこと

すきもと たかし
杉本 貴志（当研究所研究委員 関西大学教授）

企画にあたって

このシンポジウムへの参加を呼びかけるために、企画担当者として以下のような開催趣旨文を作成し、配布したのは本年3月下旬のことである。

"くらしと協同の研究所「総会記念シンポジウム」では、ここ数年、人々の「つながり」づくりを問題意識としてきました。2008年のシンポジウムでは「都市における新しいつながりづくり」を、2009年には「多様な地域のあり方に対応して協同の形を創造するマネジメント」を、そして昨年は「よりよく生きる（ウェル・ビーイング）ための"きずな"づくり」をテーマに掲げて議論してきたのです。

いうまでもなく、その背景には、「無縁」「孤立」「孤独」「格差」等々のことばが「社会」に冠せられるという近年の日本の状況があります。そこで協同組合に期待が寄せられることも当然でしょう。しかしそれでは具体的に、多くの消費者を組合員に抱え、購買事業を中心として医療・福祉・環境等々の分野にも手を広げている生活協同組合に対して、期待されるものは何なのでしょうか。そしてその期待に、生協は応えることが出来るのでしょうか。生協による「つながり」づくりとは、どのようなものなのでしょうか。

国際連合は、来年2012年を国際協同組合年と定

めました。その趣旨は、格差や貧困や戦争や天災その他によって疲弊した社会を立て直し、発展させるために、協同組合を活用することを世界はもっと考えなくてはならない、というものです。そこで先進国の協同組合にも第三世界の経済的復興・発展に目を向けることがもとめられたわけですが、このたび東日本を襲った大震災によって、この問題は日本の協同組合にとっても自分自身が直面すべき問題となってしまいました。いまやわれわれは、豊かさのなかでの「つながり」づくりではなく、格差と貧しさのなかでの「つながり」づくりや、全てを失った状態からの「つながり」づくりと復興をも考えなくてはならないのです。

世界的な視野をもちつつ、地域からの発信に応えることが、いま生協にはもとめられています。問題は、理念と現実の両面から考えなくてはなりません。研究者が問い合わせ、実践家がそれに応える。逆に実践家が問題を提起し、研究者がそれを考える。今回のシンポジウムと分科会は、そのようなものとなるように企画・構成を考えました。多くのみなさんのご参加を期待しています。"

昨年のシンポジウム終了直後からあたためてきた企画であったが、3月11日の震災を受けて、企画担当者として考えたことは、上記のように、当初の企画案がめざしていた方向性、すなわち「つながり」の視点から生協をはじめとする協同組合

がもっている問題点と可能性をもう一度炙り出そうという試みは、震災によって、より強く、多くの人に求められるようになったのではないか、ということである。

もちろん、いま被災地（そして原子力発電所の事故により、さまざまな影響を被る広範な地域）が、協同組合の理念や未来や理想を語るどころではない、きびしい、危急の、とてつもない困難を抱えているということは理解しているつもりである。筆者も、短時間ではあるが石巻市やその周辺を訪れる機会をもったが、生活と労働の場が徹底的に破壊尽くされた現場を前にしては、"今こそ協同組合方式による復興を"などという美しい言葉も力を失ってしまうと感じざるを得なかった。

それほどまでに傷跡は大きなものであるが、それでも、当面の差し迫った問題を解決するだけでなく、将来を見据えた展望を語ることは、決して疎かにしてはならないことであろう。関西の地で行うシンポジウムとして、われわれがなすべきことは何なのかを考え、最終的にまとまったスケジュールが、以下のようなものである。

○特別報告

「東日本大震災の被災地生協より」

斎藤昭子（みやぎ生協）

○基調講演

「いま、非営利・協同に何ができるのか、何が求められているのか～"理念・原則"と"現実"から考える」

杉本貴志（関西大学）

○シンポジウム

「いま、生協に何ができるのか、何が求められているのか～"理念・原則"と"現実"から考える」

I 生協への期待と注文～新たな"つながり"づくりを展望して

「生協で子育て層が減少し続けているのはなぜか～組合員の"つながり"づくりの観点から」

近本聰子（生協総研）

「生協は食と農にどう向き合うのか～食をめぐる"つながり"づくりの観点から」

増田佳昭（滋賀県立大学）

「生協にとって職員とは何なのか～働く人々

の"つながり"づくりの観点から」

岡安喜三郎（協同総研）

「協同のまちづくりと生協～地域の"つながり"づくりの観点から」

橋本吉広（地域と協同の研究センター）

II 4つの期待と注文にどう応えるか

「コメント1」 寺本康美（コープあいち）

「コメント2」 二場邦彦（京都生協）

○分科会

第1分科会

「地域と血縁を超えた"つながり"づくり」

第2分科会

「生協と生産者との新たな"つながり"づくり～『産直』から『提携』へ」

第3分科会

「生協労働を考える～働くもののつながりづくり」

特別分科会1

「大震災を経験して、くらしと協同のこれからを想像する」

特別分科会2

「国際協同組合年をどう迎えるか～あたらしい協同組合論の構築をめざして」

○被災地をめぐる交流会

基調講演で考えたこと

筆者が担当した基調講演での問題提起は、ひとことでいえば、20世紀に「協同」によって大きな成果を上げてきた協同組合運動であるが、21世紀には、さらにそこから質的にも一歩進んだレベルでの「協同」を打ち出すことができなければ、社会からその意義を認められなくなってしまうのではないか、今こそ20世紀型の協同からの前進を考えなければならないのではないか、ということである。

たとえば、組合員の"つながり"づくりという点で、戦後日本の生協は「班」という仕組みを発展させ、これを基礎として、消費者が尊重される社会づくりに多大な成果を上げることができた。あるいは、消費者と生産者との"つながり"づくりという点で、戦後日本の生協が生み出した「生協産直」は、市場メカニズムではなく消費者（の

協同組合）と生産者（の協同組合）との直接的な "つながり" をつくることによって、買う立場とつくる立場の双方で、日本の食料生産、農漁業の維持・発展に貢献してきた。

これらは戦後生協運動の偉大な成果であるが、しかしいま、若年層はもちろん、それ以外の年齢層でも、「班」への加入を敬遠する組合員がむしろ多数派である。生協の主力業態が個配であることに異を唱える生協人はすでに少数派であろう。それでは、この個配のどこから、"協同" や "つながり" をつくれるのか。

「産直」は生協の専売特許ではなく、一般的のスーパーはおろか、ファストフード業界にさえも広まっている。しかし、生協において、いまでも農業生産物の「全量引き取り」や「最低価格保証」を行い、市場原理とはまったく別の形での生産者支援を貫くようなシステムで「産直」を展開している生協は決して多くないだろう。それは、年収も世代も「食」への考え方もさまざまである多数の消費者組合員の期待に応え、その毎日の食生活を支えなければならない大規模生協や事業連合ではやむを得ないことなのかもしれないが、それでは、こうした消費者組合員のために一定量を安定的に確保し、低価格をも追求しなければならない生協における、あたらしい生産者と消費者との "つながり" づくりとは、どんなものなのか。

家族の健康を守ることを自分の最大の使命と考え、食の安心・安全を何よりも重視し、そのため集まったという人々からのみ成り立つ生活協同組合であるならば、目標も "つながり" もはっきりと見えてくるだろう。しかし、そこから一步進んだ生協の姿、多様なライフスタイルを抱えて、多様な考え方をもつ人々が集まる生協が掲げるべき目標や、そのあるべき姿とは、どのようなものなのだろうか。

これを示すことができなければ、市場競争に揉まれるなかで発展・進歩してきた営利企業に、これまで協同組合が担ってきた多くの役割をそれに代わって任せようではないかという動きを止めることはできないだろう。事実、震災からの復興計画のなかで、漁業協同組合に代わる株式会社による水産業の立て直しが、宮城県では提唱されている。これは生協にとっても他人事でないのである。

国際協同組合同盟の協同組合原則第7原則「地域社会への関与（コミュニティへの責任）」において、組合員の利益（共益）にとどまらない協同組合の公益性が謳われたが、いま協同組合研究の世界では、共益を追求するなかで公益をも図る協同組合のあり方が模索されている。協同組合の運営・統治を考えるガバナンス論では、マルチ・ステークホルダー型の協同組合モデルが1990年代より提唱され、日本の学界でもここ数年、こうした考え方方がようやく定着しつつあるように思われるが、理論モデルとしては有益であるとしても、たとえば現実の生協運動、生協事業、生協経営、生協統治の中で、どのようにこのステークホルダーという考え方を生かせるのか。これが非常なる難問であることもまた確かである。安心・安全を至上の価値におく消費者だけを生協の主権者として、そのニーズに応えることだけを考える伝統的な生協ガバナンスとは異なり、組合員のなかにもさまざまな関心や利害関係があることを重視し、さらに組合員以外の立場から生協に対して利害関係をもつ労働者、生産者、地域社会、未来世代等々をも生協のステークホルダーとして考慮したガバナンスをめざすべきであるとするならば、利害の調整や優先順位の決定といった、とてつもない難問を、しかも組合員民主主義と両立させつつ、"つながり" づくりのなかで解決することが求められることになるだろう。

しかしながら、いまや流通業界のトップランナーといってもいい営利企業ユニクロが、生協の誇る数字を遙かに上回る障害者雇用率 8 %という数字を達成したり、第三世界の貧困根絶に取り組むグラミン銀行との共同プロジェクトを立ち上げたりしているのを見れば、非営利・協同の生協たるもの、このままでは社会からその意義を過小評価され、否定されてしまうのではないかという思いが強まるのである。協同組合だからこそできる "つながり" づくりをもう一度われわれは考えなくてはならない。

シンポジウム、分科会、交流会のなかで

基調講演における理念的な問題提起の後、シンポジウムにおいては、上述のように、組合員、生

産者、職員、地域の4側面から、より現場に即した形で、生協への評言がなされた。

そして翌日は分科会という形で、それぞれの問題がテーマ別にさらに深められたのであるが、第1分科会は上掛利博氏と中川順子氏をコーディネーターとして「地域と血縁を超えた“つながり”づくり」をテーマに、第2分科会は辻村英之氏をコーディネーターに迎えて「生協と生産者との新たな“つながり”づくり～『産直』から『提携』へ」をテーマとして、そして第3分科会では「生協労働を考える～働くもののつながりづくり」をテーマにコーディネーターの的場信樹氏のもと、それぞれ白熱した議論が展開された。

さらに今回のシンポジウムでは、震災とそれに対する生協の支援活動を受け、そしてまた国際協同組合年を控えて、2つの特別分科会を設置した。

特別分科会1は、「大震災を経験して、くらしと協同のこれからを想像する」分科会で、浜岡政好氏と井上英之氏をコーディネーターとして、岩手、福島、宮城からも参加いただいた（以上の3つの分科会と特別分科会1については、コーディネーターによる議論のまとめを本号に掲載した）、特別分科会2は、「国際協同組合年をどう迎えるか～あたらしい協同組合論の構築をめざして」と銘打ち、堀越芳昭氏（山梨学院大）、北島健一氏（立教大）から、新しい協同組合のあり方を法・制度面と理念・思想面から提起していただいたのである（特別分科会2で紹介された堀越氏の研究成果は、本号の「協同組合研究の動向」で紹介されている）。

また分科会終了後、2日目の午後には、参加者のうち有志が残って、「被災地をめぐる交流会」も設けられた。

こうした盛りだくさん（すぎるほど）の2日間を通して、筆者自身も、公益を追求する生協＝マルチ・ステークホルダー・モデルの協同組合をどのようにつくっていくのかについて、考えさせられることが多々あった。

たとえば、いわゆる買い物弱者への支援である。郊外型ショッピングセンターの建設による小規模商店の衰退に伴い、中山間地域のみならず、都市の中心部においても、高齢者を初めとして相当多数の人々が日常の買い物において大変な不自由を

強いられていることが社会問題となっているが、ここで脚光を浴びているのが、生協の無店舗販売や移動販売である。被災地においても、不自由な避難生活を強いられている人々に、生協が無料バス等の店舗までの移動手段を提供し、せめて不自由なく買い物だけでもしていただこうと試みているのは、まさに生協らしい、組合員組織としても、社会的にも、高く評価される取り組みといえるだろう。

しかし、こうした革新的な事業展開でさえ、見方を変えれば、手放して称賛できるものではないという。買い物が不便な土地でわずかに生き残っている商店や、壊滅的な被害から必死に復興を図ろうとしている被災地の商店にとって、生協による買い物困難者へのサービス提供は、ときとして息の根を止めるものとなってしまうのである。

抽象的にステークホルダー協同組合の理論と可能性を語るのは、興味深く、楽しいことである。しかし現実は、ことほどさようにむずかしい。消費者の協同組合がそこまで考えなくてはならないのかという思いも正直いってあるだろう。市場において、買い手と売り手との直接的な利害が衝突・相反するのは当然である。売り手が複数あるとき、売り手同士がライバル関係となるのが競争経済の捷である。市場競争では得られないものを求めた人々の集まりが協同組合であるから、こうした利害の対立や衝突を乗り越えるのだ、など口でいうのは容易いが、現実の流通・小売事業の展開のなかで、そこまで考えてはいられないというのが事業の最前線で苦闘する関係者の偽らざる本音ではないだろうか。

それでも、生協のあるべき姿をそこまできちんとを考えよう、議論しようという人々が、日本の生協にはたしかに存在するのだということを確かめることができた筆者にとって、このシンポジウムは、生協がもっている潜在力をあらためて確認することができた、意義深い2日間だった。

シンポジウム（第1日目）に参加して

ふたば くにひこ
二場 邦彦 (京都生活協同組合理事長)

総会記念シンポジウム2日間の統一テーマは「協同組合による新たな "つながり" づくり」であり、その点で生協に何が求められているかについて1日目の全体会で各講師からの発言があった。

私は、新たな "つながり" づくりがバブル破綻以降の生協経営の停滞と困難の打開にどう結び付くか、という問題意識をもってシンポジウムに参加した。以下に、1日目の各報告をどう受け止め、何を考えたかを述べる。

記念講演で提起されたこと 杉本講師は「コミュニティのつながり」を追求した創成期の生協の活動と、その後の「消費の協同」を中心に成果を上げてきた活動とを対比し、その過程で生協が忘れたものとして、低所得層・労働者・生産者・コミュニティなどとの協同の問題があると指摘した。そして、こうした関係者ときちんととした"つながり"をつくり、誰かの犠牲の上に成り立つのではない消費生活の向上（安心・安全など）を追及することで、組合員の共益が公益につながるのでないかと、「21世紀の "つながり" の模索」という大きな問題提起をされた。

この提起はCSR（企業の社会的責任）の議論とも重なる。CSRの考えに立つと、株式会社が株主だけのものでないのと同様に、協同組合も組合員の利益だけを追求するものであってはならない。職員や生産者や地域社会などとのきちんとした関係づくりが要請される。そういう意味で、岡安講師が述べられたように、協同組合は本来マルチステークホルダー型なのである。

そこで、こうした利害関係者とのきちんとした"つながり" をどのようなものとして構想するかが課題になる。これは "つながり" をどうするかの理論的判断と同時に、その変化が事業や活動の創意性・効率性・競争条件などに与える影響をも考慮して判断すべき高度な経営課題である。

シンポでの4人の講師からの提起 "つながり" づくりに関わる「生協への期待と注文」として、子育て層組合員、農業生産者、職員、地域という

4つの領域からの報告があった。

近本講師は、子育て層組合員の少ないことをふまえ、この層に魅力ある生協であるために期待することを具体的に述べられた。子育ての当事者の立場に立ってキメ細かくニーズを把握し対応することをベースに、①商品や買い物環境での対応、②めんどうな日常の「食」を楽しく解決する支援、③価値の押しつけなしの支援、④暮らし初心者への支援の重視、などを指摘された。

増田講師は、産直の理論および生協の産直政策の流れを詳しく述べられたが、評価はあまりされず、検討の視点として、①生協と農業生産者との"つながり"から「安心・安全」以外のどんな価値を生み出せるか、② "つながり" において両者の共有すべきものは何か、などを考える必要があると問題提起された。

岡安講師は、非正規雇用の拡大などの日本の労働環境の悪化に警鐘を鳴らし、「協同労働」と「協同労働の協同組合」を提起された。しかし、協同労働の具体的な姿や現状の分析などが多く、理念的な提起にとどまった。

橋本講師は、南医療生協などの実践をふまえて、「ただの消費者」として関わる地域ではなく、働くことを含めて「生きる場」としての地域が再浮上しており、そこに「地域生活・協同組合」の役割があるとされた。その場合、一人ひとりの組合員が主体として関わることが重要だとされた。

以上のように、近本報告を除く他の3報告は、いずれも "つながり" を考える重要な視点を提起しているが、その視点に基づく現状分析や具体的な課題の提起までには至っていない。そこは参加者各人の思考と今後の討論の機会に委ねられることになった。そこで、各報告を受けて私の考えたことを以下に述べてみる。

生協の活動領域と地域との "つながり" 「消費の協同」の中心は伝統的に「食」であったが、近年、共済や地域福祉など暮らしサポートに関わる生協の事業と活動が広がってきてている。事業や活

動の領域の拡大は関係者の範囲や "つながり" の内容の変化に結びつくので、"つながり" を考える前提として自らの生協の中長期的な事業構造の構想を持つ必要があると考える。

また、橋本報告にもあったように、「生活の場」として地域を考えると、地域での生活条件の整備状況によって組合員のくらしは制約されるので、各種の地域ネットワークへの参加・協力や地域づくりへの関与は、生協にとって当然のことであり、地域との "つながり" が重視される。

組合員との "つながり" 生協は主体者である組合員の協同組織であるが、現実には未利用や休眠中、あるいは生協を単なる買い物先の1つと考えている浮動的で低利用の組合員も多い。生協を理解し長く利用してきた高齢組合員層と若い層との世代交代が進むなかで、組合員との "つながり" を強めるまでの課題は何だろうか。

近本報告の内容を膨らませて考えると、生協と組合員との接点である「生協が提供する情報」「宅配や店舗などでの職員との接触」「各種催しへの参加」などを通じて、組合員にとって、①生協の現在の具体的な事業や活動の理念・考え方を理解できる、②事業の利用や活動参加について当事者性のある情報（その人に必要な情報）が得られる、③催しなどへの参加のキッカケづくりがされる、こうしたシステムが出来ているかが課題であると思う。

この課題を掘り下げる際に、次の諸点を押さえておくことが重要である。

1. 事業についての情報発信を、ベネフィット訴求型（安価などのお買い得感）とスピリッツ訴求型（理念や信条で共感を呼ぶ）に分けると、生協ではスピリッツ訴求型の発信が基本であるべきだが、そうなっているか。

2. 当事者性のある情報発信を行うには、まず対象組合員をよく知る必要があり、次いで捉えたニーズに対して的確に対応できる担当者の幅広い能力と組織の総合的で柔軟な動きが必要になるが、そうなっているか。

3. 以上の2項目とも関係するが、生協が取り扱うのは商品という「モノ」であるが、組合員が「モノ」を通して何を求めているかは「コト」情報で考えなければならない。それが出来ているか。

4. それぞれのニーズに対応した当事者性のある多様な交流の場が身近にあることが、参加を促進する上で有効と思われるが、出来ているか。

職員との "つながり" 職員は生協コミュニティのなかで専門的に職務を遂行するという特別の役割を持っており、その職務遂行のあり方が組織の目的達成に大きな影響を与える。職員満足のないところに顧客満足はないと言うように、職員との "つながり" のあり方は重要である。

職員のなかでは定時職員の比率が増えており、今後もさらに増えると予想される。したがって、定時職員の働きをより能動的なものにし、地域生活者・主婦として持つ能力を活かすまでの課題は何か、また職員集団の中にどう位置づけどう処遇するかの課題整理は緊急性を持っている。

正規・定時の職員に共通する課題の1つに、現場での気づきと工夫をベースにイノベーションを持続するという「学習する組織」（「協う」114号）の問題がある。この追求と関わって、各組織レベルのリーダーが、部下を動機づけ・導き・まとめ、部下の活動の充実と自己革新を促す役割を果たせているか、こうしたリーダーの能力育成をどう進めるかという課題がある。

2つは、くらし全体から出てくる組合員のニーズを察知し対応するのに必要な職員の幅広い能力を育成する上で、現在の各職務の内容を見直す必要があるかを検討する課題がある。

農業生産者との "つながり" 産直という "つながり" の基礎には農業生産者と生協・組合員との間の信頼関係があり、これを生みだす交流を重視する必要がある。また、増田講師が述べたように農業体験、生産・流通の学習の場としての価値も大きい。しかし、産直の中心軸は商品取引なので、それを高める努力、例えば商品の特徴や価値、あるいは生産性や取扱量などをどう改善するかについて、共通の目標を持ち互いに努力しあうことが望まれる。そのための課題を整理する必要がある。

むすび シンポジウムを受けて、これから検討すべき課題が多い。これらをねばり強くかつ速やかに検討しきれるかが問われる。系統内での横並びを指向して保守的な対応に終わらぬよう、各单協での自主的な検討が望まれる。

第1分科会

「地縁と血縁を超えた "つながり" づくり」

かみかけ としひろ
上掛 利博

(研究委員会代表 京都府立大学教授)

高齢単身者の増加で「孤立化」「無縁社会」が社会問題となるような家族と地域の変化の中で、「みんな」が安心して暮らせる「まち」を創るために、これまでの地縁や血縁にとどまらない「新たなつながりづくり」について、若い世代や組合員以外の人も視野に入れて考える必要があるのでしょうか?という問題意識に立って、住んでいる町内や自治会と協同組合が協力して地域の課題を解決していく可能性や意味を考えたいと企画しました。

第1報告の名古屋市緑区「森の里荘」自治会長の小池田 忠さんは、1979年から入居が始まった1252世帯の市営住宅で、従来の「ボス支配」ではない新たな地縁組織として「住民が主人公」の民主的な自治会を確立し、ほぼ100%を組織しています(高齢化率30%)。毎月の役員会と専門委員会(環境・安全・文化)に全世帯の2割に当たる250人が参加、自治会活動の全場面を通じて「つながりづくり」を行っています。①地域生活充実;コープあいち、南医療生協なども参加する実行委員会をつくり2日間で6000人の住民が参加する夏祭りなど、「日常からの変化」で地域生活を豊かにする活動、②地域課題解決;防火・防犯・防災、交通安全、子どもの健全育成、高齢者福祉、まちづくりなどの地域課題に対する活動、③個人問題解決;生活保護、家賃滞納、認知症、介護など個人の問題領域に踏み込んだ相談活動、これら3領域の活動を展開するなかで住民の参加を誘導し、人々のむすびつきとつながりを広げています。

例えば、毎月第3日曜朝の清掃は住民みんなが参加して顔を合わせ、その後は「ふれあい喫茶」で午前中は「おしゃべり」を楽しむとか、世帯の構成や緊急連絡先、かかりつけ医を記入した「生活安全調査票」を全戸集めるとか、一人暮らし高齢者の「安全サポート事業」として玄関の鍵を自治会で預かるなど、「個人情報うんぬんを超えた」取り組みを行って安心な暮らしを築いています。

第2報告の京都生協組合員の増田隆子さんは、生協の「個人引き取りステーション」を始めた思

いの土台には「生まれ育った地域への"愛着"」があるとし、「地域社会が子どもを育ててきた」「大人は地域で子育てに主体的に関わっていた」経験から、「子どもたちが主人公」でそこに地域や大人が関わる重要性に着目されました。

30名の組合員の「個人引き取りステーション」は1回の配達で15万円の利用があり、①お年寄り世帯の配達では、安否確認や話を聞くことをし、②目の不自由な方の注文書の記入、③共働き家族のフォロー、④親には言わないことを話す子を褒めるなど子育ての場、⑤組合員や家族の交流の場など「地域福祉」の役割も担っています。

さらに、「交流」だけに留まらない「組合員が主体的に関わる場」として、朝市や喫茶など自分のやりたい「仕事」をしたり、消費者としての自覚を高める「学習」をしたり(その結果として、生協の利用も拡大)、また、統合失調症の父母の会、引きこもりのNPOなど生協以外の団体や個人とも関わりを広げてきています。今後は、組合員自身が主体的に関わってお互いが成長する日常的な「居場所」として、「終の棲家」のグループリビングの実現や、そこから地域への食事提供、個人引き取りの事業による地域雇用の促進なども計画中で、「地域への夢」が広がります。

私は、「生協が地域のものに」なるためには、①消費だけではなく、人と人のつながりなど広い意味の福祉(人間の幸福=ウェルビーイング)に取り組むことに展望がある、②個人の役割(基本的使命の共有)を出発点に生協の役割(組織がフォローする)の区別、③個人の問題を「みんなの課題」として解決すること、④家族とは異なるつながりのなかで「楽しく活動」できる、⑤生きる意欲を引き出す「主体的な学習」によって組織やネットワークはできる、⑥自治会や生協の活動にかかることで「自分の成長」につながる、⑦出会いとおしゃべりで「寄り添う」ことが求められており、名前と顔がわからないと協同=つながりづくりはできない、ということを考えました。

第2分科会

「生協と生産者の新たな "つながり" ~ 「産直」から「提携」へ~」

辻村 英之

ひでゆき

(当研究所研究委員 京都大学大学院准教授)

農産物の価格下落で農業経営の持続が困難になりつつある現在、従来の「産直」3原則に基づくつながりにとどまらず、「提携」する仕入れ先、地域課題を共有する地域社会の一員、食料問題解決のための仲間として、(農業)生産者とつながることが求められる。この増田氏の問題提起を受け継ぎ、生産者と消費者の提携(「産消提携」)関係を確認できる2つの事例において、生協がいかなる役割を期待されているのか生産者から聞いて、「産消提携」のあり方を議論した。

最初に「産直」と「提携」の違い(両者の区分のための基準)として提起したのは、「台所・食卓に「安全・安心」「おいしい」食料を供給してくれる農業・生産者を、消費者が買える支える」という理念を確認できるか否かである。この理念があれば、持続的生産を可能にする提携型取引(支え方)が容易に導かれるだろうし、交流についても、理念を創出するためのものになっているか否かで、評価することができる。

また具体的な支え方を考える手がかりとして、国際的なフェアトレード運動による、①持続的生産・生活を可能にする最低価格の保障、②還元金による産地の社会開発、を挙げた。またアメリカで普及しつつあるCSA(地域支援型農業)の支え方の1つとして、野菜ボックス(消費者が注文(先払い)した野菜について、収穫できた全量をボックスで受け取り、生産者の販売収入を保障する)を紹介した。

吉岡功光氏(京丹後市飼料用米生産組合代表)が説明した京都生協「さくらこめたまご」は、休耕・耕作放棄田を利用した飼料米生産と、それを10%配合した飼料での養鶏を支えるため、その鶏卵(「さくらこめたまご」)1個につき、1円(1パック10円)の「応援金」が小売価格に上乗せされている。

フェアトレードの還元金による支え方に相当し、「国内フェアトレード」と呼称できる特性を持つ(景気が悪くても余分に支払ってくれる組合員の

気持ちを実感でき、それに応えようと、飼料米生産の意欲が大きく高まっているという)。ただしフェアトレードのもう1つの支え方である、再生産を可能にする最低価格の保障はなされておらず、現時点では、飼料米生産に対する政府の戸別所得補償の役割が大きい。その減額・廃止時にどのように持続的生産を保障するかが、大きな課題になるだろう。

濱田和夫氏(滋賀有機ネットワーク代表取締役)が説明したコープしがの「グリーンサポート」「一株トマト」「県内産ボックス野菜」について、価格を安めにして販売量を増やす部分は、普通の取引である。ただし登録制を導入して価格・出荷量を早めに確定し、販売収入安定化や計画栽培を容易にしている。特に生産者にとってたいへんつらい、余剰野菜の畑での廃棄を回避することができ、野菜ボックスによる支え方の1事例として位置付けることができる。

しかし安めの販売にもかかわらず、組合員は割安感を感じられず、また配達される野菜の種類・量が毎回異なることに組合員が対応できず、どの取り組みも苦戦している。当初は「さくらこめたまご」同様、高い支え合いの理念を確認できたはずだが、それがどのように衰退してしまったのか、今後の分析が求められる。また生産者支援のための余分の支払いについて、「生協らしい」と組合員が喜ぶ京都生協と、安さを追求する下での生産者支援となってしまうコープしがとの違いは何なのか。同じく今度の分析課題である。

その他、産消提携商品の販促のためには、①余分の支払いでのような生産者支援ができるのか、シンプルにわかりやすく商品(あるいはカタログ・売り場)に表示すること、組合員に対して職員が粘り強く説明・説得すること、②産消の交流の深化(お互いの「文化」を知り合う・重ねること)により、支え合いの理念を育てること、などの重要性が議論された。

第3分科会

「生協労働を考える～働くもののつながりづくり～」

まとば のぶき
的場 信樹 (当研究所理事長 佛教大学教授)

人と人との労働を通した「つながり」のことを経済学では分業という。分業は人数の総和以上の価値をもたらすが、働く人の健康や人間関係を損なうことがあることも明らかにされている。つまり労働はいくらでも非人間的になりうるということである。「つながり」が問われるのは、労働の場で人間性が奪われているからである。生協の職場でも、目標が厳しく管理され、職員はいくつもの職種に分かれ、同じ職種においても正規、パート、委託、派遣などに区別され、細分化された時間のなかで働いている。このような中で、職員の人間性を維持するには何が必要か、これが本分科会に課せられた第1の課題であった。

労働は人間性を規定するだけでなく、脱工業化した現代社会ではこの人間性が労働の生産性に大きな影響を及ぼすことが明らかになっている。労働は組織の目標を実現する活動であり、労働はその手段である。しかし、単なる手段ではない。早くから古典派経済学によって指摘されてきたように、労働自体に価値がある。人は労働を通して社会とつながっている。このような労働はどのような価値を実現しているといえるのだろうか。現在の生協労働の現場から、このことを考えてみると、これが第2の課題である。

つまり労働には、目標、人間性、価値、手段という4つの要素があることが分かる。労働はこの4つの要素の組み合わせからなる経営システムである。どのようなシステムが望ましいシステムなのか、これが本分科会の第3の課題であった。

分科会では、おおさかパルコープ忍ヶ丘店のパートリーダーである佐竹泉氏、コープみやざき宮崎北支所の地域責任者である松田修一氏の報告を中心に行なった。2つのケーススタディーから明らかになったのは次の3点だった。

第1に、まず2人の報告に参加者が感銘を受けたのは、おとのロールモデルがそこにあったからである。思慮分別があり、社会的な責任を負える人のことを「おとな」というが、報告から浮か

び上がってきた人間像は、責任の取り方を知っていること、自分のスタイルをもっていること、他者を独立した人格としてみていること、という点で共通していた。これらはいずれも、自由と責任にまつわる問題である。

第2に、責任とは、自由であることにともなって発生する概念である。自由な選択や行為が行われるときに、それに応じた責任が発生するのである。そして、その責任の主体は個人である。個人がもつ固有の考え方や行動の仕方をスタイルというが、自分のスタイルをもっているということは人が自由であることの条件である。2つの報告から明らかになったことは、労働を通して実現していた価値が自由と平等、つまり民主主義の価値だったということである。

第3に、質疑応答が、人間性や価値を実現するための保証である経営システムの問題に集中することは当然である。質疑応答を通して何が明らかになったのか、最後に、コープみやざきの事例を参考に、この問題を考えてみたい。

日本の経営システムの問題点として組織論などで指摘されているのは次の3点である。責任者のリーダーシップの欠如、身内をかばう体質、組織の無責任体制、これらは目に余るという理由で問題にされているが、かならずしも日本に固有のものではない。じつは組織一般に共通して現れる現象である。コープみやざきの実践はこうした傾向にするたいする弛まない抵抗の歴史である。トップマネジメントのリーダーシップの発揮、組織の透明性の確保（意思決定過程の明確化）、責任と自由の適切な配分に努めるとともに民主主義の実現への意識的な努力を続けることを内外に表明している。本分科会に課せられた3つの課題にたいする回答はいずれも民主主義の実現ということになる。しかし、これらは民主主義観に関わる問題であり、同じ課題を掲げてもどのような民主主義観をもっているかによって結果が左右されることになる。ここに解決の難しさがある。

特別分科会1

「大震災を経験して、くらしと協同のこれからを想像する」

浜岡 政好

(当研究所研究委員 佛教大学教授)

2012年の「国際協同組合年」は、国連が第三世界を想定して「格差や貧困や戦争や天災その他によって疲弊した社会を立て直し、発展させるために、協同組合を活用する」ことを世界に呼びかけたものであったが、3月11日の東日本大震災によって、この問題はまさに日本の協同組合自身が直面すべき最重要課題となった。

この特別分科会1は、東日本大震災の後に急遽、「特別」に設けられた分科会である。日本がこれまで経験したことのない大災害を受けて、くらしと協同のあり方について、これから長く本格的な検討が行われることになると思われる。この特別分科会がそうした検討の最初の場を提供することになればという思いで企画された。

特別分科会1に関わることでは、第1日目の冒頭で、みやぎ生協の斎藤昭子理事長から「特別報告～東日本大震災の被災地生協より～」を受けた。その報告のなかで、斎藤理事長は大きな被害にあったが、同時に、連帯の素晴らしさと強さ、生協職員の献身的努力を得ることができたとし、また事業を継続、再建することで社会インフラとしての生協の責任を果たすとの決意を述べられた。

第2日目の特別分科会では、まず福島県生協連会長の熊谷純一氏から、「『フクシマ』で何が起きたか、起きているか」「県連合会と県内生協は大震災にいかに立ち向かったか」「原発事故について」などの報告がなされた。特に、収束の気配のない原発事故によって、現在も被害地域や被災者が刻々と広がっている福島県の状況と原発災害が要請する文明史的転換を担うる住民主体の自立的なまちづくりの重要性について話された。

第2報告の岩手県生協連の加藤善正会長からは、少子化で人口減の地域が大震災によって一挙に壊滅状況になりかねない、それを反転させるために、地元の主体的な力、協同の力によって「第三次列島改造」を行い、国策で都市から地方にベクトルをかえる必要性が説かれた。具体的には、東北を自然エネルギーや食糧増産の基地にして、若者の

仕事を保障する構想が語られた。

第3報告は、日生協中央地連大規模災害対策協議会会長の水島重光氏が「自然災害と生協」というテーマで、関東大震災における賀川豊彦以来の生協の取り組みが、阪神淡路大震災、新潟中越地震などを経て、組織的対応として進化していることが報告された。また生協などでの「減災学習」の重要さについても指摘された。

これらの3報告に加えて、みやぎ生協総務部次長の五十嵐桂樹氏から、事業連帯の問題として、データセンター等が破壊されて一ヶ月間共同購入ができなかったこと、生協が社会インフラとして緊急時に必ずしも責任を果たせなかったこと、また困難ななかで行政等との連携が進んだことなどについての補足報告があった。

最後に、コーディネーターの井上英之氏（大阪音大）から、今回の被災地支援、被災者支援で特筆されるべきこととして組織的支援ができたことがあげられた。また今回の事態を読み解くための手掛かりとして、関連する2冊の本（『原水爆署名運動が誕生した』、『エネルギーと私たちの社会』）が紹介された。この2冊については『協う』本号の書評欄でとりあげている。

特別分科会1を終えて、あらためて思うことは、大地震にせよ、大津波にせよ、原発事故にせよ、これまでさまざまな専門家たちによって既に予測され、指摘されてきたことであるが、われわれはそうした危険をリアリティのある差し迫ったものとしては受け止めてこなかったということである。想像力を封印することで安穏な生活を享受してきたのである。

しかし、過酷な大災害によって封印は解かれた。われわれは今、どのような状況に置かれているのか、被災地域や被災者のくらしと協同の実態に目を凝らし、耳を傾けることからまずは始めたのである。そして被災地域や被災者の抱える重い課題は分科会参加者の一人一人に投げかけられた。

新著『協同組合の社会経済制度 —世界の憲法と独禁法にみる—』

ほりこし よしあき
堀越 芳昭

山梨学院大学 教授

拙著『協同組合の社会経済制度—世界の憲法と独禁法にみる—』（日本経済評論社、2011年7月刊）は世界の51ヶ国とドイツ6州の憲法における協同組合規定（承認保護助成）を検討することにより、協同組合の社会経済制度としての位置や特質を明らかにしたものです。ここではその成り立ちや中心的論点について触れたいと思います。

なぜ関心がもたれなかったのか

こうした世界の憲法における協同組合規定に関する研究は、これまで世界でも日本でもありませんでした。イタリア、スペイン、ポルトガルの憲法における協同組合規定について、それぞれの国の協同組合に関する研究で触れることがありました。その詳細は検討されませんでした。それ以外の国々については検討されることも言及されることもありませんでした。特定の国の協同組合法について研究されてきましたが、その背後にある憲法にまでは及びませんでした。憲法は国家統治や基本的人権の基本法であり、経済そして協同組合とは無関係なものと考えられてきたのでしょうか。

憲法研究において取り上げられなかったのは、憲法における「経済」について関心がもたれなかつたからでしょう。ある憲法集の本では、ある国の憲法の経済に関する条項が略されているほどでした。その中に協同組合規定が7ヶ条もあります。経済に関心がもたれない場合、協同組合が登場する余地がなかったのです。

テーマ発見の契機は何か

筆者自身も長く協同組合研究を行ってきましたが、世界の憲法に思いが及びませんでした。このテーマを発見するに至ったのは、各国の協同組合法における不分割積立金規定の研究や協同組合の独占禁止法適用除外の研究においてでした。

協同組合の不分割積立金は、協同組合の社会目的・コミュニティ志向の体現されたものですが、世界の66ヶ国+カナダ10州+オーストラリア8州における協同組合法において規定されています。その検討の中でイタリア、スペイン、ポルトガル

の憲法の重要性に気づきました。

それを調べていくと、〔憲法一協同組合法〕の関係が浮かび上がってきました。例えばポルトガル憲法には14ヶ条にものぼる協同組合規定があり、〔ポルトガル憲法—ポルトガル協同組合法—12の各種組合法〕が相互に関連して協同組合法の全体系があるのでした。

このことが大きな刺激になりそれ以外の国についても調べたところ、続々と協同組合の憲法規定が発見されるではないですか。BRICSやG20諸国の多くは協同組合の規定を有しています。アジアの主要国も中南米の大多数も協同組合の憲法規定をもっていました。

また世界の独占禁止法適用除外規定を検討していく中で、協同組合の適用除外が1917年メキシコ憲法に明記されていることが分かってきました。そして憲法中に独占禁止を明記しているのが24ヶ国に及ぶこともわかりました。

こうした憲法における協同組合の承認保護助成の規定、また独占禁止の規定、これには重要な意味があるよう思われました。

なぜ憲法か

なぜ憲法でしょうか。憲法はどの国の憲法も一大社会変革の中で成立します。その時代の最も重要な課題をとりあげ、その社会の到達段階を反映しているとともに、目指すべき社会像・国家像を提示しています。そこにはその国その時代の支配的なまたは最良の理念や思想が凝縮されています。

しかし憲法も歴史的所産であり、その特質は時代と共に異なってきます。世界の憲法にはいくつかの類型的特質が看取されます。イギリスは統一的な憲法はありません。先進国の憲法が先進的で、新興国や中進国の憲法は後進的であるとは限りません。否むしろ社会変革に取り組む国々の憲法には、人類の到達した英知や最良の社会政治思想が体現されている場合がしばしば見受けられます。

長い歴史の中で大きな社会的役割を果たしてきた協同組合が、公的部門や私企業部門に対する独

自の社会経済制度であるとするならば、世界の憲法の発展史において何らかの位置づけが与えていることが想定されます。それがこれらの協同組合の憲法規定であったのです。

イタリアを除く先進国になぜないのか

しかしG7諸国は協同組合運動の先進国や発展国ですが、イタリアを除いて協同組合の憲法規定がないのはなぜでしょうか。協同組合の憲法規定の有無と協同組合の発展はどのような関係にあるのでしょうか。協同組合の発展がそうした憲法規定を生むのでしょうか、協同組合の憲法規定が協同組合の発展を促進するのでしょうか。おそらく、協同組合の発展が要因となって憲法規定が結果としてできるのではなく、そうした因果関係ではなく、協同組合の発展を促進する目的のために憲法規定が設けられるのではないかでしょうか。すなわち憲法自体の特質が協同組合の憲法規定を設けるのではないでしょうか。

どのような憲法が協同組合規定をもつか

それではどのような憲法が協同組合規定をもつのでしょうか。営業の自由や職業選択の自由を特質とする経済的自由を中心として、国家の統治や政治的平等等が中心的な近代憲法は、協同組合規定を有していません。これらの国では、協同組合は協同組合法で規律するのみです。

他方社会権・労働権を明記して経済的公正（公正・機会均等、中小企業保護、農業農民保護、消費者保護、独占禁止、完全雇用）を独自規定としている現代憲法には、協同組合規定が存在しています。そこでは文字通りまたは事実上、協同組合をその担い手として位置づけているのです。

そしてまた、経済的参加（経済的参加一般、利益参加、経営参加、所有参加、事業参加、計画参加）を明記する21世紀憲法は、協同組合規定を有しています。そこでは文字通りまたは事実上、協同組合がその担い手として位置づけられているのです。

すなわち協同組合の憲法規定があるのは現代憲法と21世紀憲法です。近代憲法には協同組合の憲法規定がありません。

経済的自由の意義と限界は何か

近代憲法の至上課題は経済的自由であり、それは国家からの自由でもありました。しかしその自

由は、結社の自由を否定し、経済的従属者や弱者の不自由をもたらし、貧富の格差を増大させ、自由ならぬ独占を生み出しました。経済的自由が経済的不自由を生み出したのです。協同組合はこうした経済的弱者の自治的手法により自己防衛運動を展開していったのです。

経済的公正の意義と問題点は何か

経済的自由を前提としつつ、その限界を克服するために経済的公正が現代憲法の至上課題として登場してきます。公正や機会均等、中小企業、農業、消費者等の経済的弱者の保護、独占禁止、完全雇用などの課題は、自由・平等を前提としつつ、最も不利な人の利益の最大化（所得再分配）と機会の公正な平等（機会均等）といった公正の原理が貫かれるようになります。そこでは協同組合は経済的弱者保護のために公正な経済の担い手として文字通りあるいは事実上位置づけられるのです。

経済的参加の意義と条件は何か

しかし現代憲法のこの経済的公正は、出発点としての公正（機会均等）と結果としての公正（所得再分配）を国家の指導性の下に追求するというものであり、「国家の失敗」によりその実現は困難となります。新自由主義の台頭はその証左です。必要なのは過程としての公正です。出発点と結果の間にあり、それをつなぐ過程こそが公正でなければなりません。過程の公正が欠落した場合、権力的官僚的恣意性が働き、営利的欲望的歪曲化が進みます。過程としての公正とは何か。それは当事者の参加が過程としての公正を保証します。本書では経済的参加のことです。

この21世紀憲法における経済的参加は、連帯と協同に基づく自発的な参加であり、19世紀の経済的自由と20世紀の経済的公正を引き継ぎ、それらを実効力あるものにするのです。21世紀協同組合はその経済的参加の担い手として位置付けられます。

本書は世界の憲法の協同組合規定を巨細に分析して21世紀協同組合の社会経済制度としての位置や特質を明らかにし、その社会経済的地位を「経済的自由」・「経済的公正」・「経済的参加」の担い手として位置付け、協同組合の世界史的役割に関し新しい理論的知見の提示を試みたものです。

レベッカ・ソルニット 著

高月園子 訳

『災害ユートピア』

森原 康仁 大阪経済大学非常勤講師

「書物は大切です。物語は大切です。人びとは、悪質な物語のために死に、新しい物語によって再生し、みずからを匿うために物語を作り上げます。私たちは、ポストモダニズムから物語が構築物にすぎないということを学びましたが、だからこそ物語は家であり、避難所としてもっと重要でありうるのです」(Rebecca Solnit, "Welcome to the Impossible World," *Tom Dispatch.com*, May 14, 2006)。

これは、著者のソルニットがカリフォルニア大学バークレー校の2005年度卒業式において、文学を学んだ学生に向けて行った講演の一部である。ここで彼女は「避難所」=物語の具体例として「人間は奪うことのできない権利と測り知れない価値をもつこと」、「暴力や競争のオルタナティブは存在すること」、「女性は人間であること」の3つを挙げている。つまり、彼女は物語が希望という役割を果たす側面を訴えたのである。

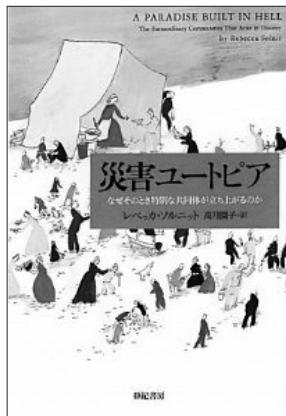
本書が対象にするのは「物語」ではなく「災害」であるが、議論の対象こそ違えど彼女のメッセージと問いは講演時と同一である。

「真の疑問は、なぜこの〔災害時に見られる〕束の間の相互扶助と利他主義のパラダイスが出現するのかではなく、なぜそれが普段は他の世界の秩序に押しつぶされてしまっているかだ。(….) 社会的激変や災害時には、それまでの思い込みや役割といった手枷足枷が抜け落ちて、可能性が口を開ける」(140ページ)。彼女は、私たちが普段はまり込んでいる先入観を取り除く可能性を「災害」に見

出そうとしているのである。

しかし、災害を相互扶助や利他主義を促す「パラダイス」と表現する著者に違和感を感じる向きもある。むしろ災害は人びとをパニックに陥れ、窃盗やレイプが横行する「地獄」ではないのか—。

本書が依拠する災害学の知見は、こうした見方を退ける。災害学の立役者であるチャールズ・フリットは、災害が人びとに一体感を与え、親密な連帯を生みだし、物心両面の援助を生み出すことを明らかにした。また、フリットの研究仲間のエンリコ・クアランテリは、



(亜紀書房、2010年12月、2,500円+税)

災害時に「残酷な争いが起きることはなく、社会秩序も崩壊しない。利己的な行動より、協力的なそのほうが圧倒的に多い」と報告した(150~166ページ)。

むしろ、本書が問題視するのは、災害時にエリートが起こすパニック(「エリート・パニック」)である。コロラド大学自然災害センター所長のキャスリーン・ティアニーは、災害時に生じる既成秩序の崩壊がエリートの正統性に疑惑を生じさせる可能性を指摘した。この状況下でかれらはパニックを起こ

し、軍や警察といった強制力の発動を厭わなくなる。こうした事態をラトガース大学教授のカロン・チエスピリー・クラークは「エリート・パニック」と呼んだ。災害学は「数十年におよぶ念入りな調査から、(….) 災害においては市民社会が勝利を収め、公的機関が過ちを犯すという世界観を描くに至った」(172ページ)のである。

もちろん災害時に現れる人びとの共同性はいつでもバラ色なわけではない。「(….) 災害が共同体内の不公平や孤立を助長し、恨みをもたらすケース——災害学者たちは『腐食性共同体』と呼ぶ——もある」(235ページ)。関東大震災後の大虐殺のように、「腐食性共同体」がナショナリズムや排外主義に回収されるケースもありうる。

だからこそ本書が冒頭で述べるように「何を信じるかが問題だ」(10ページ)。つまり、災害のユートピア的側面は物語のような虚構ではなく現実に生じた出来事であるが、こうした出来事にリアリティを見出すか否か——「信じる」か否かは、私たちの選択に委ねられているということである。ソルニットは、「災害」を、人びとのリアリティを再構成するきっかけとみているのである。

日本社会は大地震、大津波、原発災害という未曾有の災害を経験したが、同時に献身的な援助と相互扶助も経験してきた。この経験を市民社会のもつ潜在力の開花に活かすのか、それとも既成秩序への逆戻りに終わらせるのか——、「がんばろう日本」が呼号される3.11後の日本社会において、私たちが本書から学びうる最大のポイントはこの問い合わせである。

(もりはら やすひと)

『原水禁署名運動の誕生』 著 丸浜 江里子

『エネルギーと私たちの社会』 著 ヨアン・S・ノルゴー/ベンテ・L・クリスティンセン

(訳) 飯田 哲也

井上 英之 大阪音楽大学教授

総会シンポジウムの特別分科会1で、これから生協の社会的あり方について参考にすべき2冊の本を紹介した。発行所などを教えてほしいとの声が相次いだことから、ここに取り上げることにした。



(凱風社、2011年5月、3500円+税)

『原水禁署名運動の誕生—東京・杉並の住民パワーと水脈』は、オーラルヒストリーの手法を活用した労作である。1954年3月1日のビキニ水爆実験による第五福竜丸事件の結果、生活や健康を脅かす放射性物質の拡散は日本国中にパニックを引きおこしたが、東京・杉並区での原水爆禁止署名運動という住民運動・平和運動を誕生させ、全国に普及させていく。

元中学校社会科教員であった筆者は、大学院での修士論文をまとめる為に「何故この運動が杉並からおこり、婦人層が総結集したのか」を解明するべく、資料の読み込みと関係者への聞きとりをおこなった成果をまとめたもので、第1回平塚らいてう賞奨励賞、高木仁三郎市民科学基金の援助を受けて出版された著作である。

本書では公民館長・図書館長をつとめた安井郁と田鶴子夫妻、そして種々なサークル・読書会などが核となって運動が組織されていくプロセスがみごとに活写されており、戦前・戦後の消費組合と文化人の活動がその背景として整理されている点は特質される。

しかしながら私がこの本を紹介した最大の理由は、この「ビキニ事件」を契機にした原水爆禁止署名運動こそ「安全・安心」をワンセットで求める原点であって、日本の地域における生協運動はこの「安全・安心」をワンセットで求める力を組織化して発展を築いてきたのであり、今回の3.11問題への生協としての対応が必要ではないか。このことを問い合わせ直す契機に本書を読んでいただきたいと期待したからである。被災地への生協としての「組織的支援」は3月末で終了し、あとはボランティアというスタンスで良いのだろうか。



(新評論社、2002年4月、2000円+税)

二冊目の本は『エネルギーと私たちの社会—デンマークに学ぶ成熟社会』という環境エネルギー政策研究所長飯田哲也が翻訳したものである。

2度にわたるオイルショックからデンマークの政府は「それまでの石油を湯水のように使って達成してきた経済成長を維持するために、合計15ヶ所もの原子力発電所を全国に建設する計画を公表」した。これに驚いた1人の農婦オーセ・ホーセさんが2人の研究者に「高エネルギー社会」と「低エネルギー社会」を比較しながら、仕事と技術、衣・食・モノ、住まい、家具と家電製品、サービスの利用、車など具体的な生活のあり方を示して選択する材料を提供する研究成果をまとめることを依頼し、この出版と普及をデンマーク生協に依頼して出来たのが本書である。そしてデンマークの風刺漫画家にユーモアと機智に富むイラストを描かせたのであった。

もちろんデンマーク生協内で本書が活用されたのみならず、デンマーク政府自体がこの本を普及し、エネルギー政策を選択する国民投票が実施される。その結果、15ヶ所に及ぶ原子力発電所の建設は廃止となり風力発電へとエネルギー政策が大転換される契機となったのがまさに本書なのである。

広島・長崎を世界に知らしめたのが杉並からおこった運動であったとすれば、デンマークのエネルギー政策を転換させたのがデンマーク生協発行のこの本と言えるであろう。

3・11以降、福島は世界のFUKUSHIMAになり、ドイツ・スイス・イタリアへと大きな変化をつくりだしつつある。

日本で本書が発行されたのは20年後の京都議定書の時点であり、日本向けに「第13章 そして、20年後…」が追加されているので、デンマークのその後の変化がわかりやすい。それにしても国際部をもつ日本生協連がこうしたことを紹介しない事情は不明であるが、生協の合意形成力を自覚するためにも本書をお読みいただきたい。

(いのうえ ひでゆき)

第25回 増田佳昭さん 滋賀県立大学教授

農業政策と農業協同組合の狭間で ～協同組合のガバナンス論～



聞き手：長壁猛（「協う」編集委員会事務局）

❶ 研究者になったきっかけを教えてください。

私が大学4回生のとき、1974年（昭和49年）に第一次オイルショックがあって、急激に就職難になりました。そのようなこともあって、まじめに学問の道を究めようとして大学院に進んだというよりも、「行くところがないから、どうしよう」と、消去法で進路を決めたような感じがあるかもしれませんね。

❷ 大学ではどのような研究をされましたか？

大学院は、農学部・農林経済学教室ですが、専門分野は農業経営学です。農業経営学というのは本来、農業経営の仕組みや方法、収益性などを研究する分野です。私の学位論文は「茶の経済分析」でのちに単行本（農林統計協会）にもなりました。私の実家が静岡県牧ノ原台地のお茶の生産農家だったこともきっかけだったと思いますが、これは農協論というよりは流通論です。しかし、お茶の生産構造、流通構造、消費行動など全体をながめながら、お茶の経済が歴史的にどのように変化してきたかということを研究したので、学ぶことが多かったです。

アルバイトが縁で農協研究をテーマに

当時、研究がらみのアルバイトを2つしていて、ひとつは京都府農業会議です。そこでは、協同組合とはあまり関係ありませんが、現場を見て、現場で考えることを学びました。もうひとつが農業開発研修センターの近畿農協研究会です。

近畿農協研究会の創立は1958（昭和33年）ですが、私は1978年（昭和53年）頃から大学院生として関わせてもらいました。この研究会は「研究者と現場の実務家がともに学ぶ」という趣旨で始まった研究会です。当時は、中央会や農協の役職員、研究者が参加しており、われわれ大学院生事務局は記録をとって、それを冊子にまとめるのが

仕事でした。その後、事務局長を担当することになって、アルバイトのつもりで入ったのが、だんだん本業になってしまったという感じです。

❸ 農協論で特に着目したテーマは？

農協研究に3つの流れ

当時、農協研究には3つくらいの流れがありました。ひとつは、農協論を農業政策の一環として研究するというもので、当時それが主流だったと思います。もうひとつは、協同組合学会ができるこもあって、協同組合論として農協と関わろうとする流れです。

京都の研究グループ（農業開発研修センターに集まったグループ）は、農協経営に関心もって研究していたのではないかと思います。

農協論で特に着目したテーマは？

そのなかで、私は農業政策と農協の狭間のようなことをやりました。いまでもそのことをずっと議論しているわけですが、日本の農政は、戦前も含めて、補助金と農業団体（要するに農協）を車の両輪のように使って農業政策を進めてきました。農協はそういう農業政策の手段としての側面をもつ一方で、協同組合として経営体・事業体という側面を持っています。つまり、制度・政策的な側面と農協経営なり協同組合としての運営がどのように絡み合って発展していくのだろう、ということに主な焦点を当てながら議論してきたわけです。そのとりあえずの成果が『規制改革時代のJA戦略』（家の光協会、2006年）でした。

組合員はオーナーであり、利用者・・・・

研究の特徴的な観点はどこかと問われたら、農協の組織特性や農協の組織運営にあるのではないかと思います。生協も含めて協同組合は、「組合員」という人たちがオーナーになって、その人たちが利用者であり、組織運営にも関わります。株

式会社という企業形態が完全にメジャーのこの社会において、そういう協同組合の企業形態の特殊性と可能性が、最も関心のあるところです。

その意味で、吉田忠先生を中心に独自の研究会を立ちあげ、まとめて本にしたのが『協同組合のコーポレートガバナンス』(家の光協会、2000年)です。ちょうど生協トップの不祥事が相次いでおこった頃です。この時期には、理論的に協同組合のコーポレートガバナンスは一般企業とどう違うのか、ということを勉強させられましたし、いずれにせよ、これがぼく自身にとって協同組合研究のターニングポイントだったかもしれませんね。というか、関心の所在がより明確になった、というところがあります。

『協同組合のガバナンス論の問題とは?』

ガバナンス論は企業統治論ですが、協同組合でも形式的な意思決定のやり方、統治の仕組みは株式会社とほとんど同じです。違うのは、株式会社における株主総会を構成する「株主」という存在は投資家のグループで、協同組合における総代を選ぶ「組合員」が「利用者」だという点だけです。だから、組合員は、オーナーとして組合運営に関わる権利は持っているけれども、その権利が具体的に発揮されるためには何が必要か、ということまで詰めないと本当のガバナンス論にならないのではないか。ではいったい何が必要なのか。そこまで考えなければいけないわけです。

みずからの自治として組合運営に関わる

個々バラバラの組合員が総代を選んでガバナンスに参加するというよりも、いろいろな組合員組織があって、その組合員組織がみずからの自治として組合運営に関わるという仕組みがないとダメなのではないか。つまり、形式論ではない組合員参加の仕組みとして組合員組織論みたいなことが非常に大事かなと思っています。

ガバナンスを実質化するために

もうひとつは、そういう組織さえない事業形態があるのではないか。農協でいえば、信用や共済事業はお金を扱っているので、直接的に組合員組織が関わることは少ない。生協でいえば、だんだん個配になるなかで、どうすれば組合員のガバナンスが実質化できるのかということが、現実の問

題だと思います。

関わる場を数多くつくる

そこには2つの問題があって、ひとつは先ほど組織化の論理です。組織化の論理で、組合員が関わるような班なり組織なりを意図的につくっていく。たとえば年金を農協を通してもらっている人が、年金友の会をつくって、ソフトボールをやったりすることでもいいから、そういう関わりの場を意識的につくる。そうすることによってガバナンスに関わるとか、協同組合組織への帰属感が得られるとか、そういうことはあるだろうと思うわけです。

生協でも、組合員活動というのは、同じような問題意識だと思います。事業を通じた関わりはなかなか少ないので、生活協同組合が組合員活動の場を提供することはいくらでも可能なわけで、そういう場や組織を提供することによって協同組合の特異性や優位性を実現できるのではないか。

職員の役割を考える

もうひとつ思うのは職員の役割です。職員の役割はもう一度、議論しなければいけないと思っています。協同組合は本来、組合員の組織だから、組合員が横につながることがとても大事だけれども、農協なり生協という組織と組合員との事業を通じたインターフェイスは、実際には職員です。だから、職員に期待されるものは何かということは、ガバナンス論のひとつとしても考える必要があるのではないか。そこは気になっているところでして、職員の役割については、今後とも研究所でも研究しなければいけないと思っています。

組合員と職員の関係を考える

コープみやざきの取り組みで、職員が組合員の声を素直に聴く、素直に見る、素直に応えるというかたちで、「お客様」ではなく「オーナー」としての組合員の声をきちんと聴いて、それに素直にきちんと応えるということをやっています。そういう職員の姿勢や役割を、もう一度組み立て直さないと、本当の意味で協同組合のガバナンスは実現できないのではないかと強く思います。そこをどう理論的に組み立てるかはまだ先の話ですが、単にオーナーと雇われた労働者という関係ではあり得ない。かといって、まったく同じ立場でもない。でも、同じ目標を追求できる。

つまり、タテの目線とヨコの目線の他に、共通の目線というものがあるのではないか。タテの目線は売り手と買い手、ヨコの目線は対等な対話の関係ですが、もうひとつ、共通の目標なりゴールみたいなものを見ながら、一緒に協力しながらやれる関係があるのでないか。そういうことを想定してみると、お客様と商品提供者というタテの目線ではだめで、きちんとコミュニケーションできるという意味でヨコの目線を職員と組合員が持たないといけないと思うし、そのうえで、たとえば生協では「食」というテーマ、医療生協なら医療のあり方やくらしのあり方をともに見つめる目標の目線みたいなものを共有できるようなどころまでっていかないとだめなのでないか。そういう職員像があって初めて、このコーポレートガバナンス論は実現すると思ったのです。

『「株主」と「組合員」の責任の違いは?』

株主の場合、「おれが出資してるんだから、おれの資本金が消えてなくならないように、きちんと企業を監視する」という責任株主がいますが、生協は、何千円という出資で、それだけだったら生協がつぶれたからといって組合員は誰も困らない。そういう意味では責任組合員はいないのだから、組合員によるガバナンスはもともと難しい。その難しさをきちんと正面から受けとめなければいけないし、組合員組織が弱くなっているとすれば、それをこ入れしたり、ガバナンスルートをつくったりするような対策をちゃんとやらなければだめだし、職員も、株式会社の社員とは違う資質やものの見方ができなければいけないだろう。そのことをもっと意識しながらやらないと、協同組合は、市場競争だけ考えていたら勝てないのでないか。そういう危機感を感じますね。

『現在、農協が置かれている状況は?』

農協の戦前・戦後の歩み

日本の農政の組織を歴史的に見ると、戦前は、農会という農業指導を中心とする半官半民団体と、産業組合という経済団体という二本立てでした。ところが、農協ができる直前の戦時統制下に両者が合体して、農業会という組織ができた。だから、半官半民の農業指導組織という性格と、協同組合

である経済団体が合体して、両面を持ったまま戦後の農協に引き継がれてきた。世界的にも特殊な形態です。

農協法がいう農協の目的は?

農業協同組合法（以下農協法）というのは、第1条の目的のところで「農業生産力の増進」を書いていますが、併せて「農民の経済的・社会的地位の向上」ということを規定していて、農協がやる事業はものすごく多いです。法律自体が、「農業生産力の増進」を目的に掲げながら、あとあとある事業ができるような法律になっているわけです。

その意味では、農協はこの60数年の間に、事業がどんどん多様化させてきました。事業が多様化するということは利用者も多様化するわけで、多様な組合員を抱え込んだ組織になってしまっています。それを今後どうするのかが大きな対立点となっています。協同組合としての社会的ウエイトなり存在意義をプラスの方向で活かして考えるのか、それとも「農業以外は余計なものだ」というふうに枝葉を刈り込むようななかたちで農協を純化させるのか、という選択肢です。最近の農協批判は後者の立場です。

制度疲労という意味について

たしかに農協制度は制度疲労を起こしています。たとえば農業基本法が1999年に食料・農業・農村基本法に変わりました。そのときの理念の転換は「農業のための基本法」から「食料と農業と環境も含めた持続的な農村社会を形成する」というもので、ある意味で歴史的な法制度の転換だったわけです。本来ならば、それに合わせて、農協法も、たとえば「食料・農業・農村協同組合法」に変えるようななかたちで、単なる「農業生産力の増進」ではなく、農村の持続的発展に寄与するような法律として再整備されるべきだったのではないか。そういう意味での制度疲労という問題意識を持っています。

その辺りについては、『大転換期の総合JA』（増田佳昭編 家の光協会8月）が出版されます。この本は、農協を全面的に擁護するわけではなく、これまでの歴史的な蓄積をプラスの方向で活かしながら、農業・農村の持続的発展のために役に立つ法制度のあり方などについて検討しています。

『信用・金融分離をいう人がいますが・・・』

農協の本来事業といわれている農業事業についていえば、営農指導事業を抱えていて、これは完全な赤字部門で、しかも公益的性格がかなり強い事業です。東日本大震災のような場面では、農協に入っている人も入っていない人も含めて、農業については農協がいろいろな対応しなければいけない。ある意味で、農協の営農事業は公益的な性格を持つわけです。それを信用・金融を分離して、営農指導事業も含めて農業事業が収支面で確立できるかといえば、きわめて困難です。分離してしまうと、公益事業は成り立たなくなります。だから、公益部門は切り捨てて「自立しろ」と言うほうが、むしろ楽かもしれません。そのかわり公益部門は公が持つ、あるいは別団体が持つようにしなければいけない。

『今後の農協の課題は？』

農協のここ15～20年を振り返れば、組織統合の時代を経て、JAバンクシステム、金融機関として近代化を進め、それと併せて経済事業の赤字退治をする、ということを進めてきました。その過程で、経済事業は子会社化され、支店の数は減って、効率化も進んできた。それによって、ある程度の収支改善は図られたが上向いてはいない。あらためて支店の活性化や組合員活動の活性化などに目を向けて、少し時間はかかるかもしれないし、迂遠な方法だけれども、協同組合らしい発展の道を模索しよう、というところに来ているのではないかと思います。

地域の自発的な動きと連携して

これから高齢化の時代を迎えると、農村でどう住み続けるかということが大きなテーマになってくる。当然、医療や介護や福祉のニーズも高まってきます。あるいはエネルギーといえば、おそらく原子力は見直されるし、再生可能エネルギーが求められるようになります。エネルギーといえば、大量のバイオマスが農山村にあるわけですし豊かな食料もある。それらをうまく利用しながら住みやすい地域がつくれるはずです。そのため農協は何ができるかということを考えなければいけない。そうすると、農協が上から考えて与えるというのではなく、地域の自発的な動きとの連

携を意識的にすすめないとだめだと思います。

『正組合員である農業従事者と准組合員の関係について』

その問題については最近若手の研究者と一緒にあらためて研究を始めています。愛知県のJAひまわりでは、直売所を利用する非農業者に准組合員になってもらうとともに、「わいわい活動」という組織活動の場にも参加してもらい、他の事業を利用してもらいたいとポイント制を導入したりしています。同JAの准組合員加入要領には「地域農業の応援団として准組合員加入を進めましょう」としています。准組合員は、単なる利用者ではない。地域農業の応援団として入っていただくのだというわけです。

兵庫県のJA兵庫六甲などは、直売所に市民農園をセットにして、「非農家の方に市民農園で野菜をつくってもらいましょう。それを直売所で売ってもらい、正組合員にもなってもらいましょう」というかたちで、直売所と市民農園を柱にして、農業者を増やす取り組みを進めています。

やはり農業というものを基本にしながら、そこに准組合員が目的を理解して参加をするというような絵が描ければ上出来です。

産直はもちろんですが、市民農園や農業体験を通じて農協と生協をつなぐことができればもっと魅力的な協同組合間連携ができると思います。

<プロフィール>
まだ よしあき

滋賀県立大学環境科学部 生物資源管理学科 教授

■主要な研究テーマ：農協の制度論的・経営論的研究

■主要な学会：日本協同組合学会、日本農業経済学会、地域農林経済学会、日本流通学会、農業市場学会他

■論文・著書

：『規制改革時代のJA戦略』（家の光協会、単著）、『協同組合のコーポレート・ガバナンス』（家の光協会、共著）、『食品安全と栄養の経済学』（農林統計協会、共訳）、『変貌するEU牛肉産業』（日本経済評論社、共著）、『食料流通再編と問われる協同組合』（日本経済評論社、共著）、『茶の経済分析』（農林統計協会、単著）他

「基礎演習」という2年生向けのゼミで、原発問題を取り上げた。議論していたら学生から、「先日の電力会社の株主総会では、脱原発の提案が全部否決されてしまった。先生、どうすれば原発を止められるのですか」と悲鳴にも似た声があがった。たしかに、世論調査では原発反対の声が賛成を大きく上回っているのに、電力会社の経営にはそれが反映されていない。

株式会社の経営は大株主の意向で決まってしまうし、大企業の大株主もまた企業という「法人資本主義（奥村宏）」の構造になっているから、人間の声が届かないのだと説明をしたが、学生は不満顔である。電力会社は、かねがね自らを公益事業者だと言って威張ってきたのに、民意を無視した経営がされているのはやっぱりおかしい。それに、原発の是非は Chernobyl 事故を契機として、以前から世論を二分してきた問題であり、賛否は拮抗を続けてきた。もし電力事業者の経営が株式会社ではなく、市民を組合員として一人一票で運営がなされる協同組合の形態をとっていたら、原発建設にはブレーキがかかるはずである。百歩譲って原発が作られたとしても、厳重な安全対策がとられて今回のような破局的事態は回避された可能性が高いと私は思う。

じつをいうと、原発事故の怖さは日本最初の東海原発を造るときにわかっていた。1957年に原子力産業会議が被害の試算をしたら、現在の原発の7分の1という小さな炉にもかかわらず、急性死者が720人、要観察が400万人、経済損害が当時の金額で3兆円というものすごい結果が出たので、公表できなかった経緯がある。おまけに、原発は石油の多様な用途の一部しか代替できないから、原発はエネルギー問題の解決にはそれほど役立たないし、二酸化炭素抑制にも限定的な効果しかない。

なのに、どうしてこんな原発がむやみに作られてきたのか。背景には、地域独占で競争原理の働く電力業界の構造、巨額の設備費がそのまま電気料金に上乗せできる総括原価制度、事故で大損害が出ても天災等を理由に事業者が免責されたり、支払額が巨額になれば国が肩代

原発問題と協同組合運動

河野直践

わりする原子力損害賠償保険などがあるといわれてきた。そこで今回の原発震災を契機に、発送電分離の導入など、電力業界のあり方を見直そうとの議論が出てきているが、議論を競争原理の導入や自由化論に矮小化してはならない。電力事業者の経営に民意が反映されていないという、経済民主主義の欠如にメスをいれることができ同時に必要だからである。

現実にも、住民が協同組合を作つて自然エネルギーを共同購入している例が欧米にあるし、スウェーデンの風力発電協同組合も有名である。同国は原発を持たず、風力で発電のかなりの部分をまかなっているが、農家が協同組合を作つて風車を立てて人々に供給してきた。日本でも市民が共同出資して農村部に風車を建てる例が出てきたが、農協では戦後すぐの時代から、小水力を利用して発電を行い、電力を組合員に供給したり売電してきた実績がある。日本は国土の7割近くが森林なのだから、日本ではバイオマス利用の可能性も大きいはずだ。

都市サイドでも、中小企業がエネルギーを共同購入するための事業協同組合が生まれてきているようだから、一般家庭や事業者が協同組合を作つて、都会でコジェネレーションを普及していくのもいいと思う。これは、小規模な施設を地域に作つて発電と熱の供給をあわせて行うので、遠隔に大規模な発電所を作つて送電し、熱は温排水として海に捨てるよりもずっと効率が高くなる。エネルギー問題に関しても地産地消が大切であるし、実際にもその可能性が農村部と都市部の双方に潜んでいる。

電力を消費しているのは都会なのに、原発は農漁村に作られてきた。農漁民は原発の危険性を知っていたから、農協・漁協ぐるみで反対運動をしたところが少なくないが、農漁業の経営悪化につけ込んで札束攻勢をかけ、警察権力を導入して原発が無理やり作られてきたのである。しかし、こうしたやり方もう終わりにせねばならない。エネルギーは電力会社まかせにせず、人々が協同することによって、より安心できる方法でまかなっていくべき時代にしていきたい。

(こうの なおふみ・茨城大学人文学部教授)